タイトル:屋上に設置したエアコン室外機に撤去勧告

< 質問 >

私は最上階に住んでおります。住戸は細長く、真ん中に台所とリビング、南側に6畳部屋とベランダ(エアコン一台有り)北側に6畳(ベランダ無し)があります。真ん中の台所とリビング(6畳位)は夏になりますと暑い部屋です。そのために9年前から屋上にエアコンの室外機を台所兼リビングと北側の部屋用に2台置いて使用しております。しかしながら、エアコンの配管がみっともないから撤去して下さい、と理事長から手紙が来ました。

私は台所兼リビングの西日の当たる部屋のエアコンは撤去いたしましたが、北側の6畳の部屋は夏になりますとエアコン無しでは眠れませんので、撤去するつもりはありません。その北側の部屋と屋上の室外機の配管には電気屋に頼んで新しいテープも外壁と同じ色に合わせて巻いてもらいました。これ以上管理組合には譲歩出来ません。

< 回答 >

屋上などの共用部分にエアコンの室外機を設置することは勝手にはできません。

<説明>

エアコンの室外機については、設置について規制をしているマンションが大半です。それは、共用部分に設置せざるを得ないことから、規制をしておかなければ、景観の不揃い、 廊下の通行のじゃまになる、ドレン管からの排水で水溜りができる等、色々な障害が起きるからです。

屋上は共用部分です。室外機の設置は当時の理事会等の許可を得たのでしょうか。許可を得ていなければ、撤去を申し渡されても止むを得ないと思います。エアコンがどうしても必要ということであれば、実情を理解してもらい、改めて許可をもらうしかありません。

^{*}この文書の著作権はNPO集改センターに所属します。文書の無断での編集・転用を禁じます。